

神奈川県最低賃金審議会
令和5年度第1回特別小委員会
議事録

1 日時 令和5年8月22日（火）午後10時50分から午前11時30分まで

2 場所 横浜第2合同庁舎1階 共用第2会議室

3 出席者

公益代表委員 石崎由希子、高井文子、芳野直子

労働者代表委員 佐藤信也、佐俣光男、林 克己

使用者代表委員 大竹准一、関口明彦、山本弘

4 議事

(1) 委員長及び委員長代理の選出

(2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

(3) その他

【事務局：吉田監察監督官】

ただ今より、令和5年度第1回特別小委員会を開催させていただきます。本日は、本審に引き続きお忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、本日の出席状況を報告させていただきます。

現時点で、9名の委員のうち、全員の御出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項に基づく定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

審議に入る前に本日の資料につきまして、確認をお願いします。内容についてはお配りしましたファイルの中の次第の次からが資料及び別冊として業種ごとの基礎調査結果がございます、御確認ください。

それでは初めに、労働基準部長より一言御挨拶を申し上げます。

【加納労働基準部長】

委員の皆様方におかれましては本審から引き続き御出席を賜り、御礼を申し上げます。

本日から神奈川県特定最低賃金についての御審議をこれから賜るわけですが、私ども事務局といたしましては審議が円滑に行われますように精一杯務めてまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれては十分な御審議が行われますようお願いしまして私の挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

【事務局：吉田監察監督官】

続きまして委員長及び委員長代理の選出をお願いしたいと思います。

委員長、委員長代理につきましては、特別小委員会運営規程の第4条により、「公益を代表する特別小委員の中から互選により選出する。」ということになっております。

事前に公益委員の委員から、委員長には石崎委員、委員長代理には芳野委員を推薦いただいておりますけれども、いかがでしょうか。

【各委員】

(異議なし)

【事務局：吉田監察監督官】

ありがとうございました。

皆様のご賛同が得られましたので、委員長には石崎委員、委員長代理には芳野委員ということで、よろしく願いいたします。

それでは、委員長から一言お願いしたいと思います。

石崎委員長、お願いします。

【石崎委員長】

石崎でございます。地域別最賃に続きまして特別小委員会でも充実した御議論をいただければと思いますので、なにとぞ御協力の程お願いいたします。

【事務局：吉田監察監督官】

ありがとうございます。

では、この後の議事進行につきましては、石崎委員長にお願いしたいと思います。

【石崎委員長】

それでは初めに本日の議事録の確認についてですが、

私と

労働者側は林委員

使用者側は関口委員

にお願いしたいと思います。

それでは、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして審議することとします。

本日提出されている資料について、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局：平本賃金室長】

それでは、資料に関して御説明いたします。

会議次第の次からが資料となっております、インデックス1が当委員会名簿、番号2が運営規程、番号3が改正・決定の申出状況、そして番号4、5が各申出書となっております。

なお、資料番号4～7の申出書につきましては、審議会委員限りとさせていただきます。

内容を番号3の資料に転記しておりますので、そちらをご覧ください。申出の内容につきましては、本審でも説明しておりますので省略させてい

ただきますが、申出時点においてはそれぞれ3分の1以上、2分の1以上の合意比率となっていることを報告させていただきます。

続きまして、番号6が先日、提出されました改正・申出に係る補正書となります。

塗料製造業について、今回の改正最低賃金額1,112円を下回る組合員労働者を除外するという補正内容となっております。

地域別最低賃金を下回る協約額の申出書に基づく審議が行われた場合には、当該特定最低賃金の決定において「必要性なし」との答申が出されるものと考えられ、今回、実質的な必要性審議の前に提出がされたものです。

該当労働者を除外した合意比率は、59.65%で、改正申出に係る労働協約ケースの合意比率の要件は概ね3分の1以上とされておりますので、要件を満たしているものと認められます。

これについて、労働側委員から何か補足説明がありましたら、お願いしたいのですが、委員長よろしいでしょうか。

【石崎委員長】

ただ今事務局から補正書の説明がありましたが、林委員から何か補足事項がありましたら、お願いいたします。

【林委員】

特段ございません。今御説明があったとおり、先ほど正式に確定いたしました1,112円を下回る労働協約を結んでいる組合がございましたのでそれを除外させていただくという補正をさせていただきましたのでよろしくお願いいたします。

【石崎委員長】

ありがとうございます。

この補正に関して何かご意見等ございますか。

【各委員】

(質疑なし)

【石崎委員長】

よろしいですか。それでは事務局から資料説明を続けてください。

【事務局：平本賃金室長】

番号7は、同じく先日提出されました新設決定の申出に係る取り下げ書で、神奈川県自動車・同附属品製造業について、今回の改正最低賃金額1,112円を下回る組合員労働者を除外した結果、新設に係る労働協約コースの合意比率である2分の1を満たさないことになったため、今回、実質的な必要性審議に入る前に取下書が提出されたものです。

取下げられた場合につきましては、「審議を打ち切り、直近の本審において取下げの事実を報告する」とされております。

以上です。

【石崎委員長】

では、今回は申出団体からの取下げの事実がございますので、これを認めて、審議は行わないこととしてよろしいかと思っておりますが、委員の皆様は、いかがでしょうか。

【各委員】

(異議なし)

【石崎委員長】

それでは、新設決定の申し出のあった「神奈川県自動車・同附属品製造業最低賃金」につきましては、取下げにより審議を行わないこととし、その旨を本審に報告することといたします。

続きまして、他の資料説明はございますか。

【事務局：平本賃金室長】

はい。資料番号8を参考までにお付けしています。これは全国の特定最低賃金の状況で、米印が地域最低賃金のほうが高くなっており、特定最低賃金は決まっているが地域最低賃金が適用されているというもので、総数で225種類の特定最低賃金のうち現時点で78種、34.7%が地域最低賃金に埋没している状態です。

最も高いのは千葉の鉄鋼業で1,052円となっておりますが、それでも東京や神奈川の最低賃金を60円ぐらい下回っているという状況です。

私から以上ですが、資料別冊として、基礎調査結果をお配りしておりますが、この内容については、吉田監察監督官から説明させていただきます。

【事務局：吉田監察監督官】

先ほどの取下書の提出があった、自動車・同付属品製造業以外のものについて別冊の（１）から（６）ということで、各資料の一番最初のところには目次を見ていただくと分かるんですが、塗料が１番、２番目が鉄鋼、３番目が電気機械、４番目が一般機械、５番目が電線ケーブル、６番目が自動車（新車）小売業となっていて、７番目が基礎調査の結果の特性値と最低賃金額の推移を載せております。

これですね、専門部会の時にも資料に同じようなものを付けておりましたが、それと同じになるので簡単に説明したいと思いますが、資料の数が多、別冊（３）を見ていただきたいと思うんですが電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業ということで、どの業種でも同じですのでこれで、代表して説明します。まず、概要について１ページですが、製造業については事業場規模１００人未満を対象にしておりますが別冊（６）の同じ概要のところでは調査対象を見ますと３０人未満となっています。製造業と小売業では調査対象事業場の規模が違うという形になっています。

また、別冊（３）電気機械に戻りますが調査の対象として、神奈川全体で規模１００人未満ということになっています。こちらの方は、今までの専門部会と違うのは、今は特定最賃・産業別最賃は県最賃の方が高いので埋没しているのですが、今まで特定最賃の方が高い時代には、①から③に該当する場合について除外し県最賃でいいですよとなっていたので、このような形で厚生労働省も絞って調査を行っているということになります。

調査項目については、県最賃の時と同じになっています。

そして、次の総括表についても、前にも説明しているんですけど、総括表（１）というのは、規模別・年齢別の累積労働者となっておりますので、最後のところが１００％となっています。

例えば、２ページ目を見ていただくとこれも県最賃と同じような区切りで、厚生労働省の方からこういう形でやってくださいとの話がきていますので、１,０６０円以下と１,０６１からずっと１円ごとになっておりますが、途中１,１２１円までは１円きざみ、４ページまで見ていただくと１,１２２から１,１２９円が一つで、１,１３０円からは１０円きざみということで、途中１,３００円からは１００円きざみで、その後は１,５００円以上ということになっていま

す。

2 ページ目のところを見ていただくと、青で色付けしている部分は 1,071 円で現行の最低賃金額ということになりまして、一つ手前の 1,070 円のオレンジ色のところは最低賃金未満ということになりますので、電気機械の括弧書きのとおり 1.6%が未満率ということになります。

次の 3 ページのところを見ていただくと、1,112 円これが、新しく 10 月 1 日以降効力が発生する最低賃金額になるんですけれど、現在、影響率でいうと、この業種で 14.7%の人が 10 月 1 日以降、賃金を上げる必要が生じることとなります。現実には 10 月 1 日以降になるとここの部分がそれ以降は未満ということになりますので、法律上問題になる。

協定されている金額について、最も低いところというのは、1,119 円ですので、そこのところは緑色で示してあります。業種によって、もっと高い設定になっているのだと、1 円ごとのきざみに入らないところはその範囲で決めております。

総括表の（2）というのは、次の 6 ページ目のところですが上の方を見ていただくと、まず男女別に分かれていて、男女の中でも更に年齢別に分かれていきます。

今言った内容を全体とパートに分けてやっております。

別冊 3 のインデックスがあって、その次に表紙があって、その後に目次があるんですが、こういう形で全体とパートに分かれております。全体というのはここにも書いてありますように総括表（1）規模別、年齢別、総括表（2）というのは性別、年齢別になり、全体とパートそれぞれあります。

グラフの方も表の方から拾ったものということで見ただけであれば分かると思いますが、こちらの 18 ページのところは電気機械器具の累積労働者数のグラフとなりまして、1,071 円を下回っている人もこういう形で少しいるということになります。全体では 313 人で、パートで 116 人いるということです。

そしてどうしても最低賃金を意識した表ですので、1,500 円以上の人も復元した人数でいくと 20,071 人いるということになります。

そして、次の 19 ページのところはそれのパーセントで示したものでし

て、最初のもは表で言えば2段上がって上の数字でかっこ書きのところの数字が累積パーセントということになっています。

次のグラフの20ページのところでいきますと、実際の分布表ということで累積じゃなくて。そのランクのところは何人いるかということで拾ったものですが、調査しても中々、全ての階級のところに、県最賃の場合人数が現れるのですが、産業別の場合はどうしても業種が限られているので飛び飛びになっています。

そして、次の21ページを見るとこちらがパーセンテージとなりますが意外にも1,071円のところの数が多くなっていて、全体で4.8%ですし、パートでも23.8%いるので、県最賃を意識した支払いをしている会社というのもあると言えると思います。

ちょっと話は長くなりましたが、自動車小売については、先ほどの別冊6ということになりますが、規模が29人までを調査するということとなりますので、例えば、2ページ目の総括表(1)のところを見てもらうと、30人以上のところがないということになっています。

後のところは同じようなものですので、これから個別の産業別に特別小委員会があります。そこで詳しく説明したいと思います。

別冊7というのは、特性値ということで、平成30年度から令和5年度までの数値の変化ということですが、第1・20分位数というのは下から5%、第1・10分位数というのは下から10%、第1・4分位数は下から25%、中位数というのはちょうど真ん中の数値ということですが、対前年比で見ますと、大抵は上がっていますが、中位数で見ますと、一般機械と電気機械、自動車の小売については中位の人金額は下がっているということが言えますので、全体的に賃金が底上げされたとは言い切れないという要素もありますので、そのあたりは、あくまでも神奈川県内の限られた人数での調査ということになりますので、全てが前年以上ではないということが言えます。

私の説明は以上でございます。

【石崎委員長】

ありがとうございました。ただ今の説明について、何か質問がございますか。

【林委員】

すいません、見方で教えてください。分かり易く電気の別冊の（3）のところで行くと、現在の最賃額と、今年之最賃額の色分けは分かったのですが、ちょっと飛んだところの1,119円に緑色を付けている意味はどういうことですか。

【事務局：吉田監察監督官】

それは協定の下限額になります。

【林委員】

業種によって違うので何かなと思ったのですが、協定の下限額ですね分かりました。

【石崎委員長】

私自身の理解が追いつかなくて聞き逃しただけかもしれませんが、自動車小売の調査対象が30人未満にされているのは、何故なんでしたっけ。

【事務局：吉田監察監督官】

基礎調査の本省の指示でして、過去には30人を超える形で調査をしていたこともあったのですが、今は製造業では100人、自動車小売については30人でやりなさいということになっています。

【石崎委員長】

業種によって変えて指示が来ているという理解で良いということですね。ありがとうございました。

そうしましたら、特定最低賃金の改正及び決定申出につきまして労働側で何か補足説明がありましたら、お願いします。

【林委員】

特段ございません。

【石崎委員長】

ほかにはありませんか。

それでは、審議に入りたいと思います。

改正の申出が2業種、新設が4業種ありますけれども、本日は、まず必要性の有無の審議の進め方等について事務局から説明願います。

【事務局：平本賃金室長】

審議の進め方につきましては、特定最低賃金の審議は労使の主導となり

ますので、昨年同様、参考人の方から御意見をお伺いした後、公益委員と労使各側委員と個別協議をしていただき、意見の一致をみないときには、特別小委員会を一旦中断し、当該労使間による協議をしていただきたいと考えております。

昨年同様、労使間協議の時間は 30 分程度とさせていただき、労使間協議終了後に特別小委員会を再開し、継続審議とされるかどうか、協議結果を御報告いただき閉会するという形で進めさせていただきたいと考えております。

また、業種ごとの参考人の方、委員の方の御都合がつきまじたら、複数の業種を一度に審議、同じ日という意味ですが、審議させていただくことも考えております。

さらに、昨年同様、リモートによる参加も受け付けさせていただきたいと思っております。

以上です。

【石崎委員長】

ありがとうございました。労使とも進め方についてはそれでよろしいですか

【林委員】

今御説明ありましたけれども、参考人の方はここへ来て参加というのは負担が大きいということがありますので、基本は WEB 参加前提にやっていくということで、よろしく願いいたします。

【石崎委員長】

はい、ありがとうございます。ほかにはありませんか。

それでは、特別小委員会の必要性審議については、今事務局から説明のあった進め方で審議を行っていきたいと思っております。

次に、日程調整の進め方等について、事務局から説明をお願いします。

【事務局：平本賃金室長】

すでに、委員の皆様のご都合はお伺いしておりますので、参考人の方々のご都合の確認が出来次第、なるべく早い時期に日程をお示ししたいと考えております。

以上です。

【石崎委員長】

何か御質問はありますか。大丈夫ですか。

(質疑なし)

【石崎委員長】

では、労使委員の皆様には御協力のほどよろしくお願い致します。

予定していた議事は以上ですが、他に何かありますか。

ではこれで第1回目の特別小委員会を終了します。

< 閉 会 >